特定建設作業届出一覧表

■騒音に係る特定建設作業

(騒音規制法施行令第2条、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第52条)

適用	特 定 建 設 作 業 の 種 類
	1. くい打ち機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打
法	くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作
	業を除く。)
	2. びょう打機を使用する作業
	3. さく岩機を使用する作業(注1)
	4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出
	力が 15kW 以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用す
	る作業を除く。)
	5. コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45m3 以上のものに限る。) 又は
府条例	アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設
的未例	けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う
	作業を除く。)
	6. バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。) を使用する作業(注
	2)
	7. トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用す
	る作業(注2)
	8. ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業
	(注2)
府条例	9.6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(アタッチメントをス
	ケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20kW を超えるも
	のに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する 作業
	10. コンクリートカッターを使用する作業(注1)
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

- (注1)作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ります。
- (注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの を使用する作業を除きます(この場合は、9で届出を行うことになります。)。

■振動に係る特定建設作業

(振動規制法施行令第2条、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第52条)

適 用	特	定	建	設	作	業	0)	種	類
	1. くい	打機(もん	けん及び	バ圧入式く	い打機を	·除く。)、<	い抜機(由圧式くし	ハ抜機を
法	除く	。) 又はく	い打くい	抜機(圧	入式くい	打くい抜	幾を除く。)を使用	する作業
•	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
府条例	3. 舗装版破砕機を使用する作業(注1)								
	4. ブレ	ーカー (=	手持式の	ものを除っ	く。) を使	用する作	業(注1)		
府条例	5. ブル	ドーザー、	トラク	ターショー	ベル又はシ	/ョベル系	掘削機械	(原動機	め定格出
	力が 2	20kW を超え	えるものに	こ限る。)	を使用す	る作業			

(注1)作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ります。